

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
制度目的	1	新業態開拓等支援補助金の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症により、売上が減少している事業者に対しまして、売上の確保や「3密」を回避するために新たに取り組む事業等に係る経費の一部を補助し、事業継続、経営安定化を支援するものです。
対象要件	2	対象となる要件を具体的に教えてください。	交付要領（パンフレット）をご参照ください。
	3	市外に法人登記しているが、市内に事業所を保有しています。この場合、「新業態開拓等支援補助金」の助成対象になりますか。	今回の制度は、宇都宮市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが、支給要件となりますので、市外に法人登記している場合には、助成対象になりません。
	4	個人事業主で、市内に住民登録があり、市外に主たる事業所がある場合は対象となりますか。	新業態開拓等支援補助金は、市内で事業を行っている事業所や店舗への支援を目的として創設したものであることから、 市内に主たる事業所があることを要件 としておりますので、主たる事業所がない場合は 対象になりません 。
	5	個人事業主で事業所（店舗）は市内にあるが、住民登録は市外です。この場合、「新業態開拓等支援補助金」の対象になりますか。	住民登録が市外であっても、主たる事業所が宇都宮にある場合には対象 となります。 店舗を持たない業種（フリーランス等）の方は、住民登録が宇都宮市内であることが要件 となります。なお、2020年内に宇都宮市内に転居してきた個人事業主については、5/7までに転入していれば対象となります。
	6	副業（開業届提出済）の売上が減少している場合、「新業態開拓等支援補助金」の対象になりますか。	対象事業者及び補助対象事業に該当すれば対象になります。
	7	個人売上の収入が大きく減少している場合、「新業態開拓等支援補助金」の対象になりますか。	対象事業者及び補助対象事業に該当すれば対象になります
	8	フリーランスでも対象になりますか。	対象事業者及び補助対象事業に該当すれば対象になります。
	9	創業後まだ1年経っていないが、対象になりますか。	2019年中に創業した事業者を対象とします。その場合の「売上の減少率」は、「前年の総売上の月平均額」と「令和2年中で売上が減少した月額」との比較になります。
	10	補助に当たって、業種の限定はありますか。	業種の限定はありませんが、現時点で農業の個人事業主は該当になりません。
	11	中小企業の代表取締役と小規模事業者（個人事業主）の2つの肩書があるが、それぞれ申請が可能ですか。	法人と個人事業主をそれぞれ1事業者としておりますので、それぞれ申請が可能です。
	12	農業や漁業は対象になりますか。	農業、漁業の個人事業主は対象になりません。
	13	現在は、営業を自粛しているが営業再開を見据えて申請が可能ですか。	申請日時時点で廃業しておらず、今後も事業継続の予定であり、2020年1～12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少となっている場合には申請可能です。
	14	（創業1年未満の個人事業主）1年以内に事業譲渡を受けたが、前の事業主（オーナー）の売上（前年同月）と比較して申請できますか。	2020年1月1日から4月1日までに事業承継をした場合には、前の事業主の売上（前年同月）と売上が減少した対象月を比較することができます。双方の確定申告書類に加え、事業譲渡の契約書や覚書、物件の賃貸借契約書や事業のパンフレットなど、事業継承が確認できる書類をご提出してください。

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
	15	事業所を引き継いで2事業所になりました。前年の売上は、前の事業主から引き継いだ分も含まれますか。	ただし、2019年中に事業承継をした場合には、「創業後（事業継承後）の2019年中の売上の月平均」と対象月を比較してください。
	16	比較する売上高は、毎月1日から月末での比較になりますか。月の途中から翌月の途中の1か月でも可ですか。	原則、毎月1日から末日の1か月を単位としますが、月の途中から翌月の途中の1か月でも可能です。その場合の減収率は前年同期間の売上と比較して算出してください。
	17	5月の売上減少が最も大きいので5月の売上で申請したいが、5月の売上で5月中に申請は可能ですか。	休業などにより、5月の売上が確定していれば5月中に申請できます。それ以外は、各事業主の「締め日」に従ってください。
他制度との併用	18	新業態開拓等補助金と企業等応援助成金の両方に申請することはできますか。	両方に申請できます。
	19	新業態開拓等補助金と国の「持続化給付金」両方に申請することはできますか。	両方に申請できます。
	20	新業態開拓等補助金と県の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」両方に申請することはできますか。	両方に申請できます。
	21	新業態開拓等補助金と国の「小規模事業者持続化補助金」両方に申請することはできますか。	同一の事業で両方に申請することはできません。
支給金額	22	支給金額について教えてください。	補助対象経費の2分の1以内の金額で、上限50万円までです。
	23	経費計上限度額について教えてください。	一つの品物、一つの契約に対する限度額を言い、費目ごと（設備費、備品費など）の上限額ではありません。 ex) 宅配用2輪車購入する場合、設備費の経費計上限度額は1品物あたり40万円となりますので、1台50万円の宅配用2輪車購入費用は補助対象外となります。 ただし、1台40万円の宅配用2輪車を2台購入する場合（合計80万円）は、1品物あたり40万円を超えていないので補助対象となります。
申請期限	24	申請期限について教えてください。	令和2年12月28日までに原則郵送で提出してください（消印有効）。
複数回申請	25	補助は複数回受けられますか。	1事業者につき1回です。
	26	一度申請が不交付となった場合、別の事業や経費で再申請することはできますか。	申請は1事業者につき1回限りのため、再申請はできません。1回目の申請時に、想定している全ての新業態及び経費を記載した事業計画書を提出してください。
交付	27	受付順が遅いと予算がなくなって、補助金が受けられないことはないですか。	令和2年12月28日までに申請をいただければ受理いたします。
	28	申請してから、交付決定までの期間はどのくらいですか。	可能な限り、速やかな手続きに努めてまいります。

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
	29	「新業態開拓等補助金」が交付されるかどうか、どのように通知されますか。	補助対象となった方には、交付決定通知書を送付させていただきます。補助対象とならなかった方は、不交付決定通知書を送付させていただきます。
対象事業	30	具体的な対象事業について教えてください。	「補助対象事業及び経費事例」をご参照ください。なお「事例」において対象事業としていても、申請書類の審査の結果、対象とならない場合もあります。また、「事例」に記載のない事業につきましては、申請書類の審査において事業計画書の内容を精査したうえで、対象事業となるかどうかを判断させていただきます。
	31	対象にならない事業はありますか。	令和元年12月以前から既に行っている事業、また事業規模を拡大する事業、公序良俗に反する事業、政治活動や宗教活動に関する事業は対象になりません。
対象経費	32	具体的な対象経費について教えてください。	「補助対象事業及び経費事例」をご参照ください。なお「事例」において対象経費としていても、申請書類の審査の結果、対象とならない場合もあります。また、「事例」に記載のない経費につきましては、申請書類の審査において事業計画書の内容や費目を精査したうえで、対象経費となるかどうかを判断させていただきます。
	33	いつから取り組んだ事業の経費が対象になりますか。	令和2年1月以降に新たに取り組んだ事業に要した経費が対象となります。
	34	申請日前までに新たに取り組んだ事業の経費は対象にできますか。	令和2年1月以降に新たに取り組んだ事業で、補助対象経費に該当する場合には対象にできます。
	35	いつまでの支払いをした経費が対象になりますか。	令和3年1月末までに契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費です。
	36	新たにマスクや防護服を製造するための経費は対象になりますか。	緊急的な支援として、早期に開始でき、かつ短期間の事業を対象としていることから、生産設備等の導入経費については本補助金よりも補助限度額が大きい、「宇都宮市中小企業高度化設備設置補助金」や、国の類似補助金をご活用ください。
	37	なぜ、宅配用・移動式販売等の「四輪車両」の購入費は対象にならないのですか。	緊急的な支援として、早期に開始でき、かつ短期間の事業を対象としていることから、中長期的な活用も可能な「四輪車両」の購入は対象にしておりません。事業実施期間内の、リース・レンタル料は対象になります。
	38	なぜ、新たな事業を開始するための「調査費」や「コンサルティング費用」は対象にならないのですか。	緊急的な支援として、早期に開始でき、かつ短期間の事業を対象としていることから、新たな事業を開始するための「検討」であり、直接「売上の維持」「減少幅の縮小」に寄与するものではない「調査費」や「コンサルティング費用」は対象になりません。
	39	消費税、振込手数料は対象になりますか。	対象になりません。

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
	40	【再掲】経費計上限度額について教えてください。	一つの品物、一つの契約に対する限度額を言い、費目ごと（設備費、備品費など）の上限額ではありません。 ex) 宅配用2輪車購入する場合、設備費の経費計上限度額は1品物あたり40万円となりますので、1台50万円の宅配用2輪車購入費用は補助対象外となります。 ただし、1台40万円の宅配用2輪車を2台購入する場合（合計80万円）は、1品物あたり40万円を超えていないので補助対象となります。
	41	テレワークをするための従業員用パソコン購入費は対象になりますか。	売上を確保するために新たな事業に取り組む事業の経費を対象としていることから、テレワーク用のパソコンは対象になりません。
	42	従業員向けにオンライン講習を行うために使用するパソコンは対象になりますか。	売上を確保するために新たな事業に取り組む事業の経費を対象としていることから、従業員向けの講習に使用するパソコンは対象になりません。
	43	キャッシュレス決済を開始する端末として使用するスマートフォンの購入費は対象になりますか。	スマートフォンの購入費は対象になりません。
	44	新業態のチラシをポスティングする人員の人件費は対象になりますか。	人件費は対象になりません。
申請方法	45	提出に当たって、郵送方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
	46	申請書を市役所や地区市民センターに持ち込むことはできますか。	郵送による提出にご協力ください。
	47	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担しなければならぬのですか。	郵送料は、申請者に負担をお願いしています。
	48	窓口で申請を手伝ってほしいのですが。	原則、郵便による提出になりますので、ご不明な点は、「宇都宮市新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策コールセンター」（電話：028-632-5209、受付時間：平日午前9時～午後5時）にお問合せください。
	49	申請書を印刷ができない場合や地区市民センターなどにもらいに行けない場合、郵送してもらうことは可能ですか。	申請書等の郵便による送付は対応しておりません。ホームページから印刷していただくか、お近くの地区市民センター等をご利用ください。
	50	一度提出した申請書類は、返却してもらえますか。	一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば申請書等の写しを保管してください。
	51	売上の状況を記載する書類はどのような様式ですか。	また、市のHPに掲載している「売上高計算書（様式第2号）」をご使用ください。2020年1月以降の任意の対象月の売上、前年同月の売上が記載されており、申請者の記名・押印があれば任意様式でも可能です。

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
申請書類	52	申請書類は、市役所本庁舎でもらえますか。	本庁舎1階総合案内でお受け取りいただけます。
	53	事業所の所在地や事業内容を記載した書類（開業届等）は、所在地が記載された確定申告書の写しで兼ねることができますか。	事業所の所在地や事業内容を確認するため、法人は会社概要、登記事項証明書の写し、ホームページの写しなどのいずれかの提出が必要です。また、個人事業主は開業届の写し、パンフレット、確定申告書の添付書類である収支内訳書（又は青色申告決算書）などのいずれかの提出が必要です。
	54	開業届を出していない場合でも対象となりますか。	開業届を提出していない場合には事業所の所在地や事業内容が確認できるパンフレットなどを提出してください。
	55	本人確認書類は何をつければよいですか。	運転免許証、健康保険証、住民票のいずれかの写しを提出してください。
申請書記載方法	56	記入を間違ってしまった場合はどうすればよいですか。	訂正したい部分に二重線を引き、近くに正しい内容を記載してください。訂正したい部分が、金額に係る部分である場合には、二重線の上に、申請印と同様の押印をお願いします。
	57	押印にシャチハタを使用してもよいですか。	シャチハタ印等のゴム印は使用できません。
振込関係	58	振込先の金融機関に指定はありますか。	指定はありません。
	59	振込手数料はかかりますか。	申請者に振込手数料のご負担をお願いすることはありません。
	60	ゆうちょ銀行の支店名がわかりません。どう記入すればよいですか。	店番号の3ケタの数字が支店名となりますので数字を記入してください
実績報告の添付書類	61	家電量販店など一般の店舗で購入するパソコン、タブレット等は何を添付書類とすればよいですか。	交付要領（パンフレット）に記載のとおり、カタログ、見積書、請求書、領収書等を添付してください。既に購入している場合は、購入した機器の写真、仕様がわかる書類（カタログ、取扱説明書等）、またレシート、領収書、クレジット明細等を提出してください。 <u>レシート、領収書、クレジット明細等で支払いが確認できない場合は補助対象経費になりません。</u>
	62	一般の店舗で購入する（既に購入した）食器、容器、プラスチックスプーン等は何を添付書類とすればよいですか。	購入した物がわかるレシート、領収書またクレジット明細等を提出してください。 <u>レシート、領収書、クレジット明細等で支払いが確認できない場合は補助対象経費になりません。</u>

宇都宮市「新業態開拓等支援補助金」よくあるご質問（令和2年5月13日）

項目	No	ご質問	回答
個人⇒法人 の場合	63	直近1年以内（売上を比較する対象月と前年同月の間）に個人事業主から法人化した場合は、どうすればよいですか。	<p>①法人化したのが2019年中の場合について 創業1年未満の場合と同様になります。具体的には、法人化後の売上で判断し、要件に該当していれば申請が可能です。この場合、個人事業主としての売上は考慮しません。</p> <p>②法人化したのが2020年になってからの場合について 法人化後の売上と前年同月の個人事業主時の売上を比較して要件に該当していれば申請が可能です。具体的には、法人の対象月の売上台帳等に記載がある売上と個人事業主の確定申告書類に記載している前年同月の売上を比較してください。 この場合、提出書類として、『法人設立届出書』又は『個人事業の開業・廃業届出書』と『履歴事項全部証明書』の提出が必要です。</p>
法人⇒個人 の場合	64	直近1年以内（売上を比較する対象月と前年同月の間）に法人から個人事業主化した場合は、どうすればよいですか。	<p>①個人事業主化したのが2019年中の場合について 創業1年未満の場合と同様になります。具体的には、個人事業主化後の売上で判断し、要件に該当していれば申請が可能です。この場合、法人としての売上は考慮しません。</p> <p>②個人事業主化したのが2020年になってからの場合について 個人事業主化後の売上と前年同月の法人時の売上を比較して要件に該当していれば申請が可能です。具体的には、個人事業主の対象月の売上台帳等に記載がある売上と法人の確定申告書類に記載している前年同月の売上を比較してください。※国の持続化給付金による取扱いが明らかになった後、変更になる可能性があります。 この場合、提出書類として、『法人として提出した確定申告書類』『個人事業主の対象月の売上台帳等』『法人の廃止手続きに関する書類』『個人事業の開業・廃業届出書』の提出が必要です。</p>